



平成27年度

お知らせします。2つの給付金



臨時福祉給付金

支給対象者と思われる方へ7月中旬頃申請書等を発送します。

平成27年1月1日時点で住民票がうるま市にある方で、平成27年度市県民税(均等割)が課税されていない方が対象です。ただし、課税されている方に生活の面倒をみてもらっている方や生活保護の受給者である場合は除きます。

・支給額は1人につき6千円です。

【申請受付期間】

平成27年8月3日～平成28年2月3日

午前8時30分～午後4時(土日、祝日を除く)

☆受付窓口はかなりの混雑が見込まれますので、できるだけ同封の返信用封筒(切手不要)を使って、郵送での申請をよろしくお願いします。

子育て世帯臨時特例給付金

平成27年6月分の児童手当をうるま市から受給されている方が対象です。

公務員の方は平成27年5月31日(基準日)時点で住民票がある市町村に申請をおこないますが、申請用紙は平成27年6月分の児童手当を支給する勤務先(所属先)から案内があります。ホームページ等でのご確認もよろしくお願いします。

・支給額は子ども1人につき3千円です。

・子育て世帯臨時特例給付金については、平成27年度児童手当現況届と同時に申請受付を開始しておりますが、未だの方はお早めに手続きをお済ませ下さい。

【申請受付期間】

平成27年6月1日～平成27年12月1日

午前8時30分～午後4時(土日、祝日を除く)

平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、2つの給付金を両方受け取ることが可能です。

【申請場所】 うるま市役所本庁 地下1階 選挙管理委員会事務局会議室(平成27年8月3日からです)

【申請方法に関するお問い合わせ】 うるま市役所「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金」コールセンター ☎979-2860

【制度に関するお問い合わせ】 厚生労働省 専用ダイヤル ☎0570-037-192

振り込み詐欺や個人情報の搾取にご注意ください。市町村や厚生労働省などのかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話 #9110)にご連絡ください。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」について

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方は、受給資格確認のため、毎年8月に「現況届」の提出が必要です。この届出がない場合、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、必ず届出を行って下さい。該当者への通知は7月中旬頃に発送いたします。

- 所得制限等により手当が支給停止、一部支給になっている方も「現況届」は必要です。
- 「現況届」を提出しないで2年を経過すると、時効になり手当を受ける資格がなくなりますので、ご注意下さい。
- 期間中に「現況届」の提出がない場合、12月の支払いに間に合わない場合もあります。

※届出は必ず受給者本人が行って下さい。(代理人での受付は出来ません)

※所得申告がまだの方は、現況届を提出する前に所得の申告をして下さい。

※混雑が予想されますので、できるだけ個人宛の通知書で指定された日にお越し下さい。

受付期間及び場所

地域	受付期間	受付場所	受付時間
与那城・勝連	8月10日(月)・8月11日(火)	勝連シビックセンターホール	・午前9時～11時30分 ・午後1時～4時
石川	8月12日(水)・8月13日(木)	石川保健相談センター 2階ホール	
具志川	8月14日(金)～8月31日(月) (※土、日を除く)	うるま市役所本庁舎 3階 第1会議室	
全地域対象 日曜窓口	8月16日(日)	うるま市役所本庁舎 3階 第1会議室	・午前9時～11時30分 ・午後1時～3時

【お問い合わせ】 児童家庭課 ☎973-4983